



## 新型コロナウイルス関連情報

### ○ビジネスマッチング オンライン商談会 2020 エントリー企業募集のご案内

中海・宍道湖・大山圏域の自治体と商工団体により組織された実行委員会主催により“山陰最大級のBtoBイベント”として例年開催しています。

コロナ禍で直接訪問での営業活動が難しくなる中、本商談会は自社にしながら参加が可能で、圏域内外の受発注企業と1日最大8社×2日間の16社と商談可能なため、販路・開拓・受注確保の絶好の機会となります。

本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、『オンライン商談会』として開催しますので、ご案内します。

■開催日：令和2年12月3日（木）、4日（金）

■開催場所：Web会議サービス「Zoom」

■申込方法：専用ホームページで参加企業のエントリー申込を受け付けています。

※エントリーの前に、Zoomサインアップの登録（無料）が必要となります。

■内容：

- 本年度はオンライン商談会として開催いたしますが、当日の商談をWeb上で行うこと以外は、例年通りの手法を踏襲して行います。
- 本商談会は、エントリー登録した企業名簿の中から商談希望相手を指名、事務局にて調整、決定したスケジュールに沿って行う「事前調整型」商談会です。

■問合せ先：

(1) 〒690-0816

松江市北陵町1番地テクノアークしまね内  
松江市産業経済部 まつえ産業支援センター  
TEL: 0852-60-7101  
FAX: 0852-25-0300  
MAIL: misc-bm@city.matsue.shimane.jp

(2) 中海・宍道湖・大山圏域ものづくり連携事業

FB: <https://www.facebook.com/shoudan.info/>

※当商談会パンフレットをご希望の場合や、ご不明の点などございましたら上記までお問い合わせください。



# セミナーのご案内

## OHACCP に関するセミナーの開催について

HACCP に関する参加費無料のセミナーが開催されます。「①モデル事例による HACCP プラン作成セミナー」を経た後、「②ワークショップ」を通じ自社製品の HACCP プランを具体的に作成することができます。ぜひご活用ください。※①と②は別日に開催されます。

### 【①モデル事例による HACCP プラン作成セミナー】

■内容：「HACCP に基づく衛生管理(基準 A)」を理解するため、準備が必要となる書類の解説やその書類作成について、モデル事例による HACCP プランの作成演習を行います。

■対象者：食品製造業(飲食店事業者を除く)関連に従事する方全般。各定員 30 名程度。

### ■日時・会場：

- ・浜田会場：9月16日(水) 10:00~16:00 (浜田合同庁舎5階 中会議室)
- ・川本会場：9月17日(木) 10:00~16:00 (川本合同庁舎5階 501 会議室)
- ・益田会場：9月18日(金) 10:00~16:00 (益田合同庁舎5階 大会議室)
- ・松江会場：9月23日(水) 10:00~16:00 (松江合同庁舎2階 講堂)
- ・雲南会場：9月24日(木) 10:00~16:00 (ラメール1階 ふれあいホール)
- ・出雲会場：9月25日(金) 10:00~16:00 (出雲合同庁舎6階 601 会議室)

■申込み：参加申込書に必要事項を記入の上、FAX またはメールでお送りください。

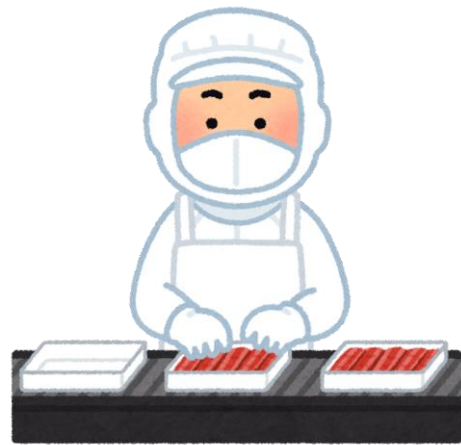
### ■締切日：

- ・浜田、川本、益田：9月10日(木)
  - ・松江、雲南、出雲：9月17日(木)
- ※定員になり次第締め切りとなります。

■講師：フーズアーキテクト株式会社

### ■問合せ、申込先(共通)：

〒690-0012 松江市古志原一丁目4番6号  
公益財団法人島根県環境保健公社 環境事業推進課  
TEL：0852-24-0207  
FAX：0852-55-4525  
E-mail: [syokuhin@kanhokou.or.jp](mailto:syokuhin@kanhokou.or.jp)



### 【マイナポイント事業スタート】

2019年10月の消費税増税の緩和措置として導入されたキャッシュレス・消費者還元事業が6月30日で終了しました。キャッシュレス決済で最大5%還元という事業が9カ月間、実施されました。そして、いよいよこの事業に続く還元施策として、総務省が主体となって9月からスタートするのが「マイナポイント事業」です。

このマイナポイント事業は、マイナンバーカード普及に向けた取りみの一環で、9月から来年3月までの7カ月間、実施される事業です。

主な概要としては、マイナポイントの申込みを行った決済サービスの利用(チャージまたは購入)額に応じて付与されます。

キャッシュレス決済サービスを提供する決済事業者を通じて、チャージ、または買い物に対して、25%の「プレミアム」が付与され、上限は5,000円分となっています。





# 青年部活動報告

## 第2弾

### 『地域のためにできること』

『地域のためにできることは・・・』の第2弾として8月22日（土）に羽須美地域の3つの小中学校の奉仕作業を行いました。

当日は酷暑の中、27名の青年部員が参加して各学校に分かれて作業を行いました。羽須美中学校では、校庭の草刈りと刈った草の運搬、阿須那小学校は刈り草の集積と運搬、口羽小学校は草刈りと雑木の剪定、松の木の集積・運搬を行いました。

各学校では毎年学校職員や保護者、生徒で奉仕作業を行っていますが、普段の奉仕作業では手の行き届かない部分や人手が足りず、作業が出来ない部分もあり、今回の奉仕活動を実施しました。

奉仕作業は草刈機を持っている部員は、自前の草刈機で草刈りを行いました。また、普段は仕事で使っているダンプカーや軽トラックを使って草木の集積・運搬を行うなど、青年部員の力を結集して奉仕作業を無事、終えました。

9月は、瑞穂中学校で職場体験学習の代わりとして行われる職業学習の支援を予定しています。今後も商工会青年部として、地域の皆様のお役に立てるよう活動していきます！





令和2年度

# 子育てしやすい 職場づくり、 出産後の復職に取り組む 企業を応援します

奨励金  
20万円  
または  
10万円、40万円

事業者の皆様へ



## 事業者に奨励金を支給いたします

### 対象事業者

鳥根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

### 出産後職場復帰奨励金

出産後の復職に取り組む中・小規模事業者等に奨励金を支給します。

令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合

奨励金 事業者への支給額	労働者30人未満の事業所 [事業年度 事業所の 1人あたり]	20万円/人
	上記以外	10万円/人

**支給要件**

- 労働者数50人未満の、鳥根県内の事業所(本店、支店等)
- 育児休業を3ヶ月以上取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- 労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- 労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと

令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合

奨励金 事業者への支給額	①育児休業17ヶ月以上	40万円/人
	②育児休業3ヶ月以上 17ヶ月未満	20万円/人
	③育児休業3ヶ月未満 または産休のみ	10万円/人

出産後復職した労働者の休業期間が

**支給要件**

- 労働者数50人未満の、鳥根県内の事業所(本店、支店等)
- 産前産後休業または育児休業を取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- 労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- 労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと

### 子育てしやすい職場づくり奨励金

職場環境づくりに取り組む、中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

令和3年3月31日までの申請について

奨励金 事業者への支給額	上限額:40万円
1制度導入	20万円

**支給要件**

- 労働者数50人未満の、鳥根県内の事業所(本店、支店等)
- 次のA-Iの順度で令和2年4月1日以前に導入し、令和2年度内に一定の活用実績があること
- A 勤務時間の有休休暇制度
- I 短時間勤務制度(夜間勤務等)
- (対象)小学6年以下の子どもがいる労働者(協議は問いません)

鳥根県内の子育て支援センター等へお問い合わせください

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください  
鳥根県商工会連合会本部 TEL 0852-21-0651 | 鳥根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590